

鉱業権取得後の法的手続

鉱業権者は、事業着手の義務を課せられておりますから、次の手続を厳守して下さい。

①事業着手届

鉱業権者は、鉱業権の設定または移転の登録のあった日から6箇月以内に、事業に着手しなければなりません。
(鉱業法第62条第1項)

②未着手認可申請

鉱業権者は、やむを得ない事由により上記の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、経済産業局長の認可を受けなければなりません。
(鉱業法第62条第2項)

③事業休止認可申請

鉱業権者は、引き続き1年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、経済産業局長の認可を受けなければなりません。
(鉱業法第62条第3項)

④事業開始届

鉱業権者は、上記の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業局長に届け出なければなりません。
(鉱業法第62条第4項)

⑤施業案

《試掘》

試掘権者は、事業に着手する前に定められた手続きに従い、施業案を定め、これを経済産業局長に届け出なければなりません。これを変更するときも同様です。
(鉱業法第63条第1項)

《採掘》

採掘権者は、事業着手する前に、定められた手続きに従い、施業案を定め、経済産業局長の認可を受けなければなりません。これを変更するときも同様です。
(鉱業法第63条第2項)

鉱業権者は、上記の届出をし、または認可を得た施業案によらなければ、鉱業を行ってはなりません。
(鉱業法第63条第3項)

⑥鉱業事務所の設置届

鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地またはその付近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を経済産業局長に届け出なければなりません。
(鉱業法第68条)

◎上記の手続をしないときは、鉱業法第55条の規定により鉱業権が取消されます。